

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月25日 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 後藤 一也

1 契約担当官等の官職及び氏名 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 後藤 一也

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮城住宅外壁改修その他工事
- (2) 調達内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日～平成31年3月29日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札システムの利用 本案件は電子入札システム対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に従い、発注者の承諾を得た者に限り、紙入札とすることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格に関して、工事種別が「塗装工事」に登録されている者であること。
- (4) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。

4 入札説明書等の交付期限及び場所

- (1) 交付期限 平成30年10月5日（金）午後5時00分
- (2) 交付場所 入札説明書等は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、以下にて交付するので、あらかじめ連絡すること。  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館7階  
沖縄総合事務局総務部会計課 支出負担行為第二係 比嘉  
TEL:098-866-0031(内81341) FAX:098-860-1025 E-mail:kaikei-futan02@ogb.cao.go.jp

(3) 現場説明会 実施しない

5 入札書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年10月18日（木）午後5時00分
- (2) 開札日時 平成30年10月19日（金）午前10時00分
- (3) 開札場所 沖縄総合事務局7階入札室

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（納付額は請負代金額の10分の1以上。保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。  
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効 本公告の示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 8 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへの移行とする。

なお、予算決算及び会計令第85条の基準が適用となるため、調査基準価格を下回って入札した者は、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者であっても落札業者とならない場合があり、また、契約担当官等は入札の結果を保留する場合がある。

この場合、予算決算及び会計令第86条第1項に基づく調査を実施することとなるため、調査の対象となる入札参加者は、当局の行うヒアリング等の調査に協力しなければならない。

(2) 次の場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ. 上記8(1)のただし書きによる調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。

ロ. 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合。

#### 9 契約書作成の要否 要。

#### 10 その他 詳細は入札説明書による。